

## 企業における運動分野の取組促進業務プロポーザル募集要領

本公募は、令和8年度予算案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて実施内容等の変更があり得ることにご留意ください。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

企業における運動分野の取組促進業務

#### (2) 目的

本事業では企業における運動分野の取組を一層促進するため、運動による健康効果に関する普及啓発に加え、運動を行うことによる労働生産性の向上や歩くことが社会貢献につながるなど新たな視点による取組を実施し、働く世代の運動のきっかけづくり及び運動習慣定着を図ることを目的とする。

この要領は、企業における運動分野の取組促進業務を委託するに当たり、契約候補者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものである。

#### (3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 2 見積限度額

11,710 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 新潟県内に事業所（本社、支社、営業所等）を有する者であること。
- (2) これまでに同様の業務に関する実績があるなど、確実な履行が見込まれること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

#### 4 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

##### (1) 参加申込

別紙様式1「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和8年3月6日（金）17時15分（必着）

申込み先：11 担当課（問合せ先）と同じ

方法：持参、郵送又は電子メール

※持参の場合は業務時間内（土日祝日を除く8時30分～12時00分及び13時00分～17時15分）とすること。

※郵送、電子メールの場合は提出期限必着とし、提出先あてに電話で到着確認を行うこと。

##### (2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、3月10日（火）までに提案資格の確認結果の通知を行う。

#### 5 募集要領の内容についての質問の受付け及び回答

##### (1) 質問の受付け

期限：令和8年2月26日（木）17時15分（必着）

受付場所：11 担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参、郵送又は電子メール（別紙様式2により提出すること）

##### (2) 質問の回答について

期日：令和8年3月2日（月）に新潟県ホームページに掲載する。

※なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正と見なす。

#### 6 提案書の作成要領

各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

##### (1) 提出書類等

###### ア. 企画提案書

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

- ① 運動習慣定着アワード(仮称)の事務局業務（アワードの企画・運営、審査委員会及び表彰式の開催）
- ② スニーカービズ(仮称)普及啓発プロモーション（キックオフイベントの開催、タイアップ企画の実施等）
- ③ 「運動×仕事」の効果に関するチラシの作成
- ④ にいがたヘルス&スポーツマイレージ事業を活用した寄付制度（事務局業務全般）
- ⑤ 実施スケジュール
- ⑥ 実施体制

(イ) 提案書は、A4版縦、横書き、左綴じとし、表紙に「企業における運動分野の取組促進業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

###### イ. 別紙様式3「会社概要」

ウ. 別紙様式4「類似業務実績一覧表」

エ. 見積書

見積の総額及び内訳について、作成し、代表者印を押印すること。（様式任意）

(2) 提出期限等

期限：令和8年3月24日（火）17時15分（必着）

提出先：11 担当課（問合せ先）に同じ

方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

## 7 審査の実施

(1) 審査方法

(3) に定める審査基準に基づき、企業における運動分野の取組促進業務受託候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、提出された提案書及び審査委員会の結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査委員会の概要

ア 実施日

令和8年3月30日（月）

※当日の時間及び場所については、プレゼンテーションを行う者に対し、別途通知する。

イ 説明時間

30分以内

※ 説明時間20分及び質疑応答10分とする。

ウ 説明方法

提出した企画提案書により行うこと。それ以外の資料等の使用は認めない。

パソコンやプロジェクターは使用しない。

(3) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
組織・運営体制 実績	・企画、広報活動などの受託業務を円滑に行う人員配置・運営体制となっているか、また業務を実施する上で豊富な経験を有しているか。 ・金銭の管理を含む事務局業務を適切に遂行できる人員配置・運営体制となっているか、また当該業務に関する十分な経験を有しているか。	10
全体の計画	・業務目的を理解するとともに、目的達成に向けた企画内容や工夫がされているか。 ・業務目的の達成に向け、関係者や関係する取組等と広く連携、協働する体制・工夫が示されているか。	20

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本委託事業全体の取組等を効果的に連動させ、統一感のあるプロモーションを図るとともに、運動習慣定着につながる行動変容の仕掛けが盛り込まれているか。</li> <li>・プロモーションにあたっては、健康立県にいがたアンバサダーを効果的に活用する内容となっているか。</li> </ul>	
運動習慣定着アワード(仮称)の事務局業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの企業等の応募を促す工夫がされているか。</li> <li>・表彰式の内容は、受賞企業等以外も、広く参加をしたくなるような工夫がされており、かつ、参加した者にとって有益な企画となっているか。</li> <li>・アワードの実施により、企業等の運動の取組促進につながるような工夫がされているか。</li> </ul>	15
「運動×仕事」のチラシの作成及びスニーカービズ(仮称)普及啓発プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業向けの普及啓発については、仕様を踏まえた内容及び適切な監修者を選定しているか。</li> <li>・普及啓発にあたっては、具体的な実施方法や発信戦略等が明確に示されており、県全体への波及効果を見込める魅力的な内容であるか。</li> <li>・企業等とのタイアップ企画は、より多くの県民の関心を引き、話題性を生むだけでなく、行動変容につながる内容となっているか。</li> <li>・企業等が主体的に取組を導入・推進できるような仕掛けが企画に盛り込まれているか。</li> </ul>	20
寄付事務局業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協賛企業にとって魅力ある協賛特典を提示するなど、協賛金をより多く得られる提案があるか。</li> <li>・計画的かつ積極的な活動に基づいた協賛金額の目標が示されているか。</li> <li>・寄付制度の活用に向けた、効果的な普及啓発の提案があるか。</li> </ul>	15
実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能かつ効果が期待できるスケジュールか。</li> </ul>	10
費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容に関する効果と見積額を比較考量し、費用対効果が期待できるか。</li> </ul>	10
計		100

(注) 表中の「企業等」は、従業員の健康づくりに取り組む企業・事業所・団体を指す。

## 8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して3月31日(火)までに通知する。

## 9 スケジュール

2月18日(水) 募集開始

2月26日(木) 質問書提出期限

3月2日(月) 質問に対する回答

3月6日(金) 参加申込等提出期限

3月10日(火) 提案資格確認結果及び審査委員会の時間等の通知

3月24日(火) 提案書等提出期限

3月30日（月）審査会の実施

3月31日（火）審査結果の通知

## 10 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

## 11 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部健康づくり支援課健康立県推進班 担当：高橋

電話番号 025-280-5198

E-Mail ngt040240@pref.niigata.lg.jp

## 12 その他の留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式5「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
  - ア. 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
  - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ. 期限後に提案書を提出した者